

声 明

(1) 全国労災病院労働組合(以下、全労災)と日本医療労働組合連合会(以下、日本医労連)は2012年7月12日、神奈川県労働委員会(以下、神奈川県労委)に、厚生労働省(以下、厚労省)と独立行政法人労働者健康福祉機構(以下、機構)を被申立人とする不当労働行為救済申立をおこないました。以来、1年5ヵ月にわたって審査が続けられてきましたが、神奈川県労委は12月19日、機構の不当労働行為を一部認定する命令を下しました。

(2) 私たちは2011年にも、夏期一時金が就業規則に定められた額から一方的に削減されたために、機構を被申立人として神奈川県労委に不当労働行為救済申立をおこない、2012年4月4日に和解協定を締結しました。しかし、その直後の2012年度夏期一時金交渉において、またしても機構が夏期一時金を規程通り支払わず大幅削減を強行したことから、再び神奈川県労委への不当労働行為救済申立に及んだものです。また、直接的な使用者ではない厚労省も被申立人に加えたのは、機構が和解協定に違反し、「労使自治の原則」をないがしろにする背景には、労使交渉への政府・厚労省の不当な介入が明らかであることからでした。

(3) 神奈川県労委が下した命令は次のようなものでした。

-
1. 被申立人独立行政法人労働者健康福祉機構は、申立人全国労災病院労働組合との期末・勤勉手当に関する団体交渉において、十分な交渉期間を設けるとともに、必要な資料を提示し、説明を行うなど、誠意を持って対応しなければならない。
 2. 被申立独立行政法人労働者健康福祉機構は、本命令受領後、速やかに下記の文書を申立人に手交しなければならない。

記

当法人が、平成24年6月期期末・勤勉手当について、貴組合と十分な交渉を行わないまま支給率を決定し、支給を行ったことは、労働組合法第7条第2号および第3号に該当する不当労働行為であると神奈川県労働委員会において認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

機構に対しては、「期末・勤勉手当の支給率の不利益変更について、使用者が組合と十分に団体交渉を尽くさないまま、一方的に決定することは、組合の団体交渉権を侵害するに止まらず、交渉相手としての組合の存在意義そのものを軽視するものであり、組合の弱体化をもたらすおそれがある。以上のことから、十分な交渉を経ないまま一方的に期末・勤勉手当の支給率を決定し支給した法人の行為は、組合の交渉力を弱め、その弱体化をもたらすおそれがあるものとして支配介入に当たると判断する」というものでした。

厚労省に対しては、組合との直接の労使関係のないこと及び、機構は独自の判断で支給率を決定しているので、組合に対する支配介入はないというものである。

(4) 神奈川県労委の審査で、私たちは労災病院の現場の実態を訴えてきました。次々とナースコールが鳴るが、素早く患者さんに対応できない悔しさ、申し訳なさ、休憩どころ

か水も飲めない、自分のトイレすら我慢、事故を起こさないように業務をこなすのが精一杯、「丁寧に一生懸命に対応してくれる態度がよかところたい」のおばあちゃんの声の励みと誇りにして頑張る看護師の声。50 を超える委員会のうち5つの委員会に属して患者の命の保障と患者の安全、「患者さんの本音を聞く」ことに奔走、若い看護師の子育ても援助して「仕事も大事だけど自分も家庭も大事」の思いで仲間を励まし働き続けられる職場づくりに奮闘している看護師の姿。ゆがみ、紛争状態の労使関係の本質を突いた怒りの職場の声。労働者の奮闘を踏みにじる厚労省・機構の姿を明らかにしてきました。しかしながらこれらの声は残念ながら県労委に十分に届きませんでした。

(5) 神奈川県労委の審査が続くなかでも、労使自治の原則も労働組合の声もないがしろにし、就業規則・給与規程すら守らない機構の姿勢は、ますますひどくなるばかりでした。機構は、今こそ、神奈川県労委の命令、職場の真摯な声を受けとめ、「労使自治の原則」に則った正常な労使関係の確立に向けて、その姿勢を大きく転換させるべきです。

私たちは、“安全・安心”の医療・看護を確立するために、引き続き全力をあげることをここに決意するものです。

2013年12月19日

日本医療労働組合連合会
全国労災病院労働組合